

Title	〔下級審民訴事例研究八四〕再生手続開始後の信用組合組合員の脱退に基づく出資金返戻請求権を受働債権とする相殺が民事再生法九二条一項・九三条一項一号により許容されないとした事例 (大阪高裁令和五年一二月一九日判決)
Sub Title	
Author	高田, 賢治(Takata, Kenji) 民事訴訟法研究会(Minji soshōhō kenkyūkai)
Publisher	慶應義塾大学法学会
Publication year	2025
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.98, No.9 (2025. 9) ,p.113- 130
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20250928-0113

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

〔下級審民訴事例研究 八四〕

再生手続開始後の信用組合組合員の脱退に基づく出資金返戻請求権を受働債権とする相殺が民事再生法九二条一項・九三条一項一号により許容されなかった事例

大阪高裁令和五年一二月一九日判決（金判一六九二号四四頁）

〔事 実〕

中小企業等協同組合法（以下、中協法という）に基づき設立された信用組合Y（被告・控訴人）の組合員であったX社（原告・被控訴人）は、令和二年一月一四日に再生手続開始決定を受けた（以下、本件再生手続という。債権届出期間満了日は同年二月一八日）。同年二月五日頃、Xに対して貸付金債権（以下、本件再生債権という）を有するYは、Xに対し、事業年度の終了に係る停止条件不成就の利益を放棄して、本件再生債権を自働債権、XのYに対する出資金返還請求権（以下「本件出資金返戻請求権」という）を受働債権として相殺の意思表示をした（以下、「本件相殺」という）。

なお、本件出資金返戻請求権とは、組合員が脱退した場合に当該事業年度終了日にYの組合財産が存在することを条件

として、その後の総代会決議でこれが確定して初めて効力を生じ、その権利行使が可能となるものであることから、事業年度の終了日における組合財産の存在を条件とする停止条件付債務である。

Xは、令和二年九月、Yに対し、Xの定款（以下、「本件定款」という）に基づき、令和三年三月末日のYの事業年度終了日においてYを自由脱退する旨の意思表示をした。これに対して、Yは、令和二年九月頃、Xに対し、同年七月に本件定款の除名事由が生じているとして、Xを除名する決議を行う旨通知した。令和三年六月、Yの総代会において、同年三月末日の事業年度終了日における組合財産の存在が確定された。

本件は、Xが、Yに対し、XのYに対する本件出資金返戻

請求権は、脱退の効力が発生する令和三年三月末の事業年度終了日における組合財産の存在が同年六月のYの総代会において確認されたことにより停止条件が成就した旨主張して、本件出資金返戻請求権に基づく支払を求めるものである。Yの主張は、本件出資金返戻請求権の停止条件は本件再生手続開始後の時点で成就しており、本件出資金返戻請求権が民事再生法九二条一項に基づく本件相殺により消滅したというものである。

本件の争点は、①本件再生手続開始当時、本件相殺の受働債権たる本件出資金返戻請求権が発生していたか、②仮に本件出資金返戻請求権が発生していたとしても、同法九二条一項により再生債権者がすることができるとされている相殺における受働債権に係る再生債務者に対して負担する「債務」（以下「民事再生法九二条一項にいう『債務』」という）に条件未成就の停止条件付債務（以下「未成就停止条件付債務」という）が含まれるか、③（未成就停止条件付債務が同法九二条一項にいう「債務」に含まれるとして）債務者が停止条件不成就の利益を放棄することにより、債権届出期間内の相殺適状を要件とする同法九二条一項を満たし得るか、の三点に整理された。

原審は争点②③を否定して、争点①を検討するまでもなく相殺は許容されないとして、Xの請求を認容した。Y控訴。

〔判旨〕

控訴棄却。

裁判所は、以下の理由により、①本件再生手続開始当時本件出資金返戻請求権が既に発生していたと解したとしても、②民事再生法九二条一項にいう「債務」に未成就停止条件付債務は含まれておらず、③債務者が停止条件不成就の利益を放棄することによっても同項の要件を満たすとはいえないことからすると、争点①を判断するまでもなく本件相殺は許容されないと判断した。なお、便宜上、判旨のうち原審判旨と大きく相違する部分に傍線【1】～【6】を付している。

（1）争点②について

ア「……民事再生法九二条は、相殺の担保的機能に対する再生債権者の期待を保護することが、通常、再生債権についての再生債権者間の公平、平等な扱いを基本原則とする再生手続の趣旨に反するものではないことから、原則として、再生手続開始時において再生債務者に対して債務を負担する再生債権者による相殺を認め、再生債権者が再生計画の定めるところによらずに一般の再生債権者に優先して債権の回収を図り得ることとしたものである（『最高裁……平成二八年七月八日第二小法廷判決・民集七〇巻六号一六一頁参照』。もともと、再生手続開始後の相殺をなし得る債務の範囲を全く制限しないものとする、再生債務者が現実の債務の履行を受けるという本来受ける利益を取得する機会を失わせる結果、

過大に財産の減少を招き、その再建を妨げるおそれがある。

また、いつまでも相殺ができることとするならば、再生債務者の有する積極財産及び消極財産の範囲を明確にすることができず、再生計画案の作成等の手続の進行に支障をきたす。

このような事態は、再生計画を定めること等により再生債務者と債権者との間の『民事上の権利関係を適切に調整し、もって当該債務者の事業又は経済生活の再生を図る』ことを目的とする（同法一条）法の趣旨に反することは明らかである。このようなことから、同法九二条一項は、債務者に対して『債務を負担する』再生債権者による相殺を原則として認める一方で、相殺によって消滅させることのできる『債務』の範囲や相殺をなし得る期間を上記のとおり制限し、もって再生債権者の相殺の担保的機能への期待と再生債務者の事業の再建との調整を図ったものと解される。

このような民事再生法九二条一項の趣旨に鑑みれば、同項により再生債権者がすることが許される相殺における受償債権に係る債務は、再生手続開始当時少なくとも現実化しているものである必要があり、将来の債務など当該時点で発生が未確定な債務は、特段の定めがない限り、含まれないと解することが相当である。

この点、停止条件付債務が現実化するのとは条件が成就する時であるから、未成就停止条件付債務を負担していても未だ民事再生法九二条一項にいう『債務』を負担しているとはい

えない。そして、同項は、未成就停止条件付債務と同様、

【1】即時の履行を請求することができない再生手続開始時点で期限未到来の期限付債務については、その後段において同項の『債務』に含む旨を明記しているにもかかわらず、条件付債務についてはそのような規定がない。【2】法律行為の付款である条件と期限とは、法律行為の効力発生を成否未定の事実にかからせるか、到来することが確実な事実にかからせるかの違い（すなわち、将来において効力が発生する蓋然性の程度の相違）があることからすると、上記のような『債務』についての規律が不合理なものということもできない。本件出資金返戻請求権に付された停止条件が、成就の蓋然性が高いものであったとしても、期限と同視されるわけではない。

以上からすれば、民事再生法九二条一項にいう『債務』には未成就停止条件付債務を含まないと解することが相当といえる。……」

イ「……確かに、民事再生法においても、同じ倒産法制を構成する破産法との間で、債権者間の公平や相殺の担保的機能の保護という理念を共通して有しており、類似の規定を置いている……。しかし、民事再生法は、平成一二年、当時法的倒産処理手続として存在していた、……和議に代わる再生型の倒産法制として新たに制定されたもので、既に和議法とは別の清算型の倒産法制として存在していた旧破産法の趣旨

が当然に妥当するものではない。そして、旧破産法九十九条と同旨の規定である破産法六七条二項は、破産手続開始時に債務を負担している債権者に対し、停止条件不成就の利益を放棄し得ることを前提に、期間の制限もなく相殺を認める趣旨の規定であり、これは、破産者の事業の継続がもはや予定されておらず、破産者の『財産等の適正かつ公平な清算を図る』(破産法一条)【3】という破産手続の目的を踏まえた規律といえることができる。このような趣旨は、上記のとおり再生債務者の事業の存続及び再建のため相殺の範囲を限定している民事再生法九二条の趣旨には妥当しないことは明らかである。そうすると、破産法六七条二項において、債権者が受働債権とし得る債権に係る債務に条件付債務が含まれているからといって、その趣旨を民事再生法九二条一項に及ぼす合理的理由はない。

さらに、Yは、債務者の支払不能等を知る前から停止条件付債務を負担しているにもかかわらず、債務者が再生手続を採るか破産手続を採るかによって相殺の可否が変わったり停止条件付債務の停止条件の成就時期で相殺の可否が決まるのは不合理である、合理的な相殺への期待は保護されるべきであるなどとも主張するが、取引相手が債務超過となり法的整理手続を選択したという倒産手続の場面においては、債権者平等原則の下、各債権者が、たとえ平時であればすることのできた正当な権利行使や合理的期待であっても、当該選択さ

れた倒産処理法制の下では一定の範囲で制限されることはやむを得ないことであるし、かつその制限の範囲が当該倒産処理手続が破産手続であるか再生手続であるかによって異なることも各制度の趣旨目的が異なる以上当然の帰結であるから、Yの主張する上記事情をもって法律の解釈を変えるべき理由にならない。本件において、YにはXから出資を受けた時点から既に将来の払戻債務に係る相殺に対する期待が生じておりそれが合理的なものであったとしても、既に述べたとおり、民事再生法は再生債務者の事業の再生という目的をも考慮して相殺をすることができる場合を制限しているものであるから、合理的期待のある相殺であっても一定の範囲では保護され得ないことは既に想定されており(同法九三条一項一号が、再生手続開始後の債務負担の場合については、再生債権者の主観的要件に関わらず一律に相殺を禁止しているのもこのような趣旨と解することができる。)、Yの上記主張によつては同法九二条一項で許容される相殺の範囲は左右されない。

【4】また、民事再生法の立法段階において同法九二条一項の『債務』につき、条件付債務を含む破産法六七条二項と異なる規律を明文で定めていることからすると、民事再生法九二条一項の『債務』から条件付債務を除外することが立法者の意思であったと解するのが自然かつ合理的な法解釈といふべきである。」

ウ「以上のとおり、本件出資金返戻請求権に係る債務は、

仮に発生していたとしても、未成就停止条件付債務である以上民事再生法九二条一項の相殺における『債務』に含まれない。」

(2) 争点③について

ア「……以上のとおり、同項の『債務』に未成就停止条件付債務を含まないから、仮にその後に停止条件が成就したり、不成就の利益を放棄して届出期間内に相殺適状となったとしても、前記のとおり停止条件付債務が現実化するのが条件成就の時であることからすると、本件相殺が同項によって許されることにはならない。」

イ「Yは、停止条件不成就の利益を放棄して届出期間内に相殺適状とさえなれば民事再生法九二条一項の相殺は許される旨を主張する。」

【5】しかしながら、同条項が時期的な制限を含む一定の要件のもとで再生計画の定めによらない相殺を許容していることからすると、上記のようなYの解釈は、再生手続開始の時点で現実化している債務（期限付債務は、効力発生を到来確実な事実にかからせるという付款としての性質から民事再生法九二条一項の解釈上は現実化していると解される。）に限定して相殺を許容する同条項の趣旨に反するものであって、採用することができない。

【6】特に、本件相殺は、本件再生手続開始から約一か月が経過した、Yの再生債権届出直後の令和二年二月五日頃に

行われているところ……、実際に本件再生手続開始に伴うXの除名事由が発生したのはその後の同年七月……、Xから自由脱退の意思表示及び除名決議が行われたのは同年九月以降……のことなのであって、本件の個別具体的な事情の下で、再生手続開始時に本件出資金返戻請求権が現実化していないことは明らかであり、本件相殺の効力を認めることが、同条項の上記趣旨に反することは明らかである。……」

ウ「以上の検討によれば、仮に……Yが、本件再生手続の開始後に停止条件不成就の利益を放棄することができると解するとしても、本件相殺が民事再生法九二条一項によって効力を生じるとはいえない。」

〔評 釈〕

本判決の結論に賛成する。

一 本判決の意義

破産法六七条一項は、破産債権者が破産手続開始時に破産者に対して債務を負担するときは、破産手続によらずに相殺することができる旨を定める。同条二項後段は、

「……債務が期限付若しくは条件付であるとき……も、同様とする」と定め、破産債権者が破産手続開始時に破産者に対して停止条件付債務を負担している場合に相殺が許さ

れることを明文で明らかにしている。そのため、破産債権者が破産手続開始時に破産者に対して停止条件付債務を負担している場合、破産法七一条一項一号ではなく同法六七条二項後段が適用され、停止条件不成就の利益の放棄または停止条件成就により、停止条件付債務と破産債権との相殺は原則として許されると解されている。

これに対して、民事再生法九二条一項前段は、再生債権者が再生手続開始当時再生債務者に対して債務を負担する場合において、債権債務双方が債権届出期間満了前に相殺適状になったときは、再生債権者は、当該期間内に限り、再生計画の定めによらずに相殺することができ旨を定める。同項後段は、破産法六七条二項後段と異なり、「債務が期限付であるときも、同様とする」と定め、条件付債務についての定めがない。なお、民事再生法九三条一項一号は、破産法七一条一項一号と同様に、再生債権者が再生手続開始後に債務を負担した場合の相殺禁止を定める。

そこで、再生債権者が再生手続開始時に停止条件付債務を負担している場合、債権届出期間満了前に、停止条件不成就の利益の放棄または停止条件成就により、停止条件付債務と再生債権との相殺が許されるか否かについては、法文上明らかでなく、問題となる。

この問題について、本判決は、信用組合が組合員に対して負担する出資金返戻債務が、組合員の再生手続開始当時停止条件付債務であって、しかも組合員が脱退も除名もしていなかったという事案において、再生手続開始時に未成就の停止条件付債務は、民事再生法九二条一項前段にいう「債務」に含まれないため、再生債権者は、債権届出期間満了前に停止条件不成就の利益を放棄して、停止条件付債務と再生債権との相殺をすることは許されないと判断した下級審裁判例としての意義をもつ。¹⁾

二 先例

1 概観

停止条件付債務の倒産手続開始後の条件成就と相殺に関連する判例としては、旧会社整理（会社法成立時に廃止）につき、最判昭和四十七年七月一三日民集二六卷六号一一五頁（以下、昭和四十七年最判という）があり、破産手続につき、最判平成一七年一月一七日民集五九卷一号一頁（以下、平成一七年最判という）がある。いずれも手続開始後に停止条件が成就した事案である。

民事再生に関する判例としては、支払停止後（危機時期）の停止条件付債務の条件成就と相殺に関する最判平成

二六年六月五日民集六八巻五号四六二頁（以下、平成二六年最判という）および三者間相殺に関する最判平成二八年七月八日民集七〇巻六号一六一頁（以下、平成二八年最判という）がある。

2 各判例の内容

（1）昭和四七年最判

旧会社整理は、旧破産法（平成一六年法律第七五号による廃止前のもの）一〇四条一号（現行七一条一項一号）を準用する一方、旧破産法九九条後段（現行六七条二項後段）を準用していなかった。旧会社整理について、昭和四七年最判は、譲渡担保契約の担保権者が、債務者の整理開始後、私的実行（処分清算）により発生した剰余金返還債務を受働債権、被担保債権でない債権を自働債権とする相殺の事案において、債権者が整理開始時に停止条件付債務を負担し、整理開始後に停止条件が成就した場合、整理開始後の債務負担にあたり、相殺が禁止されるとした。

その理由として、昭和四七年最判は、旧破産法一〇四条一号（現行破産法七一条一項一号）の法意から、整理開始後の債務負担とは、その負担の原因や原因発生時期に関係なく、債務を現実に負担した時期が整理開始後である場合

をいい、契約締結が整理開始前でも契約締結によって債務を負担したとはいえず、停止条件成就によつてはじめて債務を負担したというべきであること、旧破産法一〇四条二号但書（現行七一条二項各号）において、債務負担の原因や原因発生時期による区別を設け、相殺禁止の除外事由を明示するのに対し、同条一号にはこの規定がないことを挙げる。

昭和四七年最判の射程については、旧破産法九九条後段（現行六七条二項後段）の規定のある破産手続には及ばないとする見解と昭和四七年最判の射程は破産手続にも及ぶとする見解（有力説）³がある。後者は、金額未確定であること、発生が不確実であること、相殺の合理的期待がないこと、譲渡担保権者が担保権の範囲外で優先弁済を受けることは債権者間の公平を欠くことなど事案の特性を根拠とする。

（2）平成一七年最判

旧破産法一〇四条一号（現行七一条一項一号）と旧破産法九九条後段（現行六七条二項後段）の適用関係が問題となった平成一七年最判は、破産債権者たる損害保険会社が、保険契約者である破産者の破産前に保険契約を締結し、破

産後、破産管財人の解約によって発生した解約返戻金債務との相殺について、おおよそ以下の通り判示した。

旧破産法九十九条後段の趣旨は、相殺の担保的機能に対する期待の保護にあり、相殺権行使に限定もなく、破産手続には相殺権行使の時期について制限がない。したがって、破産債権者の負担する債務が停止条件付である場合、特段の事情のない限り、停止条件不成就の利益を放棄したときだけでなく、破産後に停止条件が成就したときも、同条後段により、その債務を受働債権として相殺することができると。昭和四十七年最判は事案を異にする。

なお、前記「特段の事情」については、金額未確定の場合、合理的な相殺期待がない場合を含める見解と相殺権の濫用の場合に限定する見解に分かれるという分析がある⁽⁴⁾。平成一七年最判の射程については、破産法六二条二項後段に相当する規定がなく、相殺権行使の時期について制限がある民事再生・会社更生には及ばないとする見解と⁽⁵⁾、再生手続にも射程は及ぶと考える見解に分かれる⁽⁶⁾。後者は、破産法六二条二項後段が確認的規定であること、相殺の合理的期待は両手続で同じであることを根拠とする。

(3) 平成二六年最判

平成二六年最判は、再生債権者が、投資信託受益権購入者である再生債務者の支払停止後、投資信託の解約実行請求権を代位行使したことにより負担した解約金返還債務を受働債権、再生債権を自働債権とする相殺をした事案について、民事再生法九三条一項三号の適用を前提としつつ、再生債権者が相殺の担保的機能に対する合理的期待を有していたとはいえず、同条二項二号の「前に生じた原因」にあたらぬ旨を判示した。

再生手続において停止条件成就時が相殺禁止規定における債務負担時であることを前提とする平成二六年最判は、昭和四十七年最判・平成一七年最判と軌を一にするものである⁽⁷⁾。なお、破産手続における支払停止前の請負契約に基づく支払停止後の違約金債権取得(自働債権取得)の事案について、最判令和二年九月八日民集七四卷六号一六四三頁(以下、令和二年最判という)においても平成二六年最判が参照されている⁽⁸⁾。

(4) 平成二八年最判

平成二八年最判は、民事再生法九二条一項の「再生債務者に対して債務を負担する」という要件が相互性の要件を

採用したものであり、三者間相殺が民事再生法九二条一項の文言に反し、再生債権者間の公平、平等な扱いという基本原則を没却するものというべきであり、相当ではないとして、相殺を否定した判例である。

本件判旨(1)アは、民事再生法九二条の趣旨について、平成二八年最判を参照する。平成二八年最判は、本件判旨(1)アが参照する部分よりも手前の部分において、「相殺は、互いに同種の債権を有する当事者間において、相対立する債権債務を簡易な方法によって決済し、もって両者の債権関係を円滑かつ公平に処理することを目的とする制度……」と判示して、最大判昭和四五年六月二四日民集二四卷六号五八七頁と最判平成二四年五月二八日民集六六卷七号三一二三頁を参照する。実は平成二八年最判は、前記二判例が「相殺は……目的とする合理的な制度」としていたところを、「合理的な」という文言を削除した判例である。平成二八年最判が相互性要件を重視し、相殺の合理的期待という基準(平成二六年最判参照)を採用しなかったことからすると、「相殺の合理的期待」を想起させることを回避するために「合理的な」を削除したと思われる。⁽⁹⁾

三 学説

1 概観

本件争点②民事再生法九二条一項にいう「債務」に未成就停止条件付債務が含まれるか、および争点③同法九二条一項にいう「債務」に含まれるとして債務者が停止条件不成就の利益を放棄することにより債権届出期間内の相殺適状を要件とする同法九二条一項を満たし得るかという問題については、学説上の議論がある。

ここでは、破産法六七条二項後段の規定をどう理解するかという観点から、確認規定説と手続目的説の二つに分けることにする。⁽¹⁰⁾

確認規定説(近時の多数説)⁽¹¹⁾は、停止条件付債務に関する破産法六七条二項後段について、民法上、停止条件不成就の利益を放棄して相殺することが認められることを確認的に規定したものであることを根拠とする見解であり、争点②③を原則として積極に解する見解である(相殺の合理的期待がない場合がその例外となる)。

これに対して、手続目的説(有力説)⁽¹²⁾は、破産法六七条二項後段の規定が、民法上は認められない停止条件付債務との相殺を破産手続の目的から特別に認めることとした規定であることを根拠とする見解であり、目的の異なる再生

手続においては、争点②③を消極に解する見解である。なお、手続目的説には、折衷的見解もある¹³⁾。折衷的見解によると、破産法六七条二項後段の規定の意義を、①停止条件付債務は、手続開始後の停止条件不成就の利益の放棄により、相殺することができること、②停止条件付債務は、手続開始後に停止条件が成就した場合、相殺することができることの二つに分けつつ、それに相当する規定が民事再生法については、①放棄による相殺を禁止し、②債権届出期間満了前の停止条件成就による相殺を許容する見解である。以下では、確認規定説（本件 Y の立場）と手続目的説（本件 X および本判決の立場）の骨子を紹介する。詳細な論旨は、注に掲げた文献を参照いただきたい。

2 確認規定説

確認規定説¹⁴⁾は、破産法六七条二項後段の規定について、破産法七一条二項二号の「前に生じた原因」における相殺の合理的期待の保護を定めた規定と同趣旨と解する。そして、破産法と同様に民事再生法九三条二項二号の「前に生じた原因」によって相殺の合理的期待が再生手続開始前の危機時期において保護されており、危機時期の相殺禁止は、手続開始後の相殺禁止を遡及させたものであることから、

同法九二条一項の「債務」には停止条件付債務が含まれると解する¹⁵⁾。平成一七年最判のいう特段の事情は相殺の合理的期待のない場合を意味し、平成一七年最判の射程は、再生手続に及ぶ。昭和四七年最判は、相殺の合理的期待のない事案であつたことから、その射程は、破産手続にも及ぶ（破産手続においても相殺禁止となつた事案である）という見解である。

確認規定説の特徴は、①倒産手続間で相殺の合理的期待の保護は同一にすべきであること、および②危機時期と手続開始後とで相殺の合理的期待の保護は同一にすべきであることの二つに集約することができる。①の理論的根拠は、破産と再生の違いは弁済原資が現有資産か将来収益かという換価方法の違いであり、換価方法の違いによって分配問題である債権者間の優劣に違いが生じるべき合理的理由はないことに求められる。②の理論的根拠は、手続開始後の担保取得が禁止されるのと同様に、手続開始時に民法上の相殺権が成立していなければならず、この手続開始時を基準とする相殺禁止を、偏頗行為規制により、危機時期まで遡及させたものが危機時期の相殺禁止であることに求められる¹⁶⁾。

相殺の担保的機能の保護範囲

	倒産手続相互間	危機時期と手続開始後
確認規定説	同一（分配問題）	同一（開始時の禁止を危機時期に遡及）
手続目的説	手続目的ごとの相違許容	相違許容（開始後は画一的な平等？）

3 手続目的説

手続目的説⁽¹⁷⁾は、相殺の担保的機能の保護範囲は、破産手続と再生手続の目的の違いを反映した差異があつてよく、破産手続開始時の停止条件付債務との相殺を許容する明文規定を定めるのは破産手続の清算目的の反映であるとする。相殺の合理的期待の保護は「前に生じた原因」に関するものであることから、手続開始時の停止条件付債務との相殺の可否の基準とはならないとする。

確認規定説とあえて図式的に対比させるならば、手続目的説の特徴は、①倒産手続間で相殺の担保的機能の保護範囲は差異があつてよいこと、および②危機時期と手続開始後とで相殺の担保的機能の保護範囲は差異があつてよいことの二つに集約することができる。①の根拠としては、破産手続の目的（清算）が再生手続の目的（再建）と

は異なることに求められる。②の根拠としては、明文規定や判例との整合性を挙げるにとどまるように見えるが、実質的根拠とは言えまい。あえて実質的根拠として挙げるならば、昭和四十七年最判のように、債権者平等を図るため、手続開始時を基準時として設定し、開始後の債務負担による相殺を画一的に禁止することにした点に求められよう。⁽¹⁸⁾

四 停止条件不成就の利益の放棄の効果

1 問題の所在

本件事案は、昭和四十七年最判や平成一七年最判のような、手続開始後に停止条件が成就した事案ではなく、債権者が停止条件不成就の利益を放棄した事案である。それゆえ、再生債権者が手続開始後に停止条件不成就の利益を放棄した場合、どのような効果が生じるかが問題となる。つまり、停止条件不成就の利益の放棄の効果として、停止条件が成就した場合と同じ効果が発生するのか、それとも停止条件は成就せず、停止条件付債務が無条件の債務として発生（あるいは現実化）するののかという問題であり、見解は分かっている。

2 停止条件の成就

伊藤説（手続目的説）は、本件事案について、出資金返戻債務が信用組合からの脱退とその時点における正味財産の存在を前提とする停止条件付債務であるとの前提に立つたとき、出資金返戻債務は、組合員の地位と密接不可分に結びついており、停止条件の主たる内容である脱退は組合員の地位喪失を意味する組織法上の行為である、という。したがって、停止条件成就は出資金返戻請求権という組合員の利益を発生させるが、それは組合員たる地位の喪失という不利益を基礎としたものであり、停止条件不成就の利益の放棄という債務者の一方的意思表示によって行うことを認めるべき理由はない、とする⁽¹⁹⁾。

山本和彦説（確認規定説）は、保険契約についてであるが、停止条件不成就の利益の放棄が、結局、相手方の保険金支払請求権を奪うことになり、その結果として相手方に一定の不利益が生じることは否定できない、とする。その上で、それが相殺権の濫用をもたらすかが問題であり、利益衡量の結果、そのような放棄は可能であるとして、相殺を肯定する結論を導いている⁽²⁰⁾。

伊藤説、山本和彦説のいずれも、停止条件不成就の利益の放棄の効果が停止条件成就であると考ええる見解といえる。

3 無条件の債務の発生

水元説（確認規定説）は、本件事案について、停止条件不成就の利益の放棄が契約から生じる当該請求権に関する利益の放棄にすぎず、その放棄によって出資金返戻請求権が現実化しても、組合員の地位が奪われることにはならないとする⁽²¹⁾。水元説は、この理解を前提として、脱退前にする停止条件不成就の利益の放棄は、出資金なき組合員を認める結果になるから、強行法規とみるべき中協法一〇条一項・同六項・二〇条一項等の趣旨に反するとして、相殺否定の結論を導く。水元説は、停止条件不成就の利益の放棄の効果について、停止条件成就の効果は発生しないと解する見解である。

停止条件不成就の利益の放棄について、詳細に検討する今泉説⁽²²⁾は、まず、ゴルフ会員権の預託金返還請求権は、退会を停止条件とする停止条件付債権であるが、停止条件不成就の利益の放棄は可能であり、この場合、相殺の結果、預託金のない会員（プレー権はある）ができるが、法律上の問題はないとする。したがって、停止条件不成就の利益の放棄の効果は、無条件の債務の発生ととらえる立場である。

その今泉説は、信用金庫の会員の倒産について、持分払

戻請求権は、条件①法定脱退事由の発生と条件②事業年度の終期の信用金庫の正味財産の存在という二つを停止条件とする停止条件付債務であることを前提として、仮に確認規定説に立つならば、以下のようになると論じる。

破産手続⁽²³⁾においては、条件①は破産開始決定が法定脱退事由（信用金庫法一七条一項三号）であり、条件成就となり、条件②の停止条件付債務となる。条件②は金額未確定でも出資金という上限額があることから、停止条件不成就の利益の放棄は可能であり、上限額以下となる利益も放棄して、相殺することができる。

特別清算⁽²⁴⁾においては、解散決議による通常清算が特別清算に先行する場合、解散決議が法定脱退事由（信用金庫法一七条一項二号）となり、条件①は特別清算開始前に成就しており、特別清算の開始時点で条件②事業年度の終期が到来していなければ、破産と同じく条件②を停止条件とする停止条件付債務となり、停止条件不成就の利益を放棄して、相殺することができる。

民事再生⁽²⁵⁾においては、手続開始時に条件①②とも未成就の停止条件付債務となり、条件②の停止条件不成就の利益の放棄はできるが、条件①については、法定脱退事由の不発生という利益を放棄して持分払戻請求権を発生させて相

殺することが信用金庫法上可能かどうかが問題となる。条件①法定脱退事由の不発生という利益の放棄（以下、条件①放棄という）は、法定脱退事由がないにもかかわらず持分払戻請求権を発生させて相殺することにより債務を消滅させることになる。そうすると、会員は、会員資格があるにもかかわらず持分がないことになり、信用金庫法一一条が認めていない出資持分を有しない会員を認めることとなり、出資を持ち寄って組織される人的協同組織である信用金庫では許されないため、信用金庫法上、条件①放棄による相殺は許されない。

以上より、今泉説は、停止条件不成就の利益の放棄の効果は無条件の債務の発生とみていることがわかる。なお、今泉説は、民事再生についての上記検討に続けて、条件①放棄による相殺により会員の持分は全部喪失として法定脱退事由（信用金庫法一七条一項五号）が発生し、条件①放棄は可能であるという考え方がありうるとしつつも、脱退事由がないにもかかわらず会員の意思に反して会員の地位を奪うことになり、信用金庫法上許されないとしている⁽²⁶⁾。

4 本判決の立場

本判決は、手続目的説を採用して相殺を否定するため、

停止条件不成就の利益の放棄は当然許されないこととなり、この点についての言及は少ない。本件判旨(2)イにおいて、再生手続開始時点で現実化している債務に限定して相殺を許容する民事再生法九二条一項の趣旨に反するということとどまっている。もともと、本稿での引用は省略しているが、本件判旨(2)イの引用部分の末尾に続く部分においては、本件出資金返戻請求権が停止条件の放棄により無条件の債務となると解する場合も、停止条件という合意による付款を一方的に放棄することにより無条件の債務とすることができると解することには疑問があると判示している。そうすると、本判決は、停止条件不成就の利益の放棄の効果を停止条件成就ととらえ、無条件の債務の発生は、停止条件の放棄の効果であると整理していることになる。結局、停止条件成就と無条件の債務の発生のどちらもありうるものであって、停止条件付債務を負担する者がいずれの効果の発生を求めて放棄の意思表示をしているかということ、放棄の趣旨から読み取り、その放棄の可否を検討すべきであることになる。

五 本件判旨と原審判旨の対比

本判決は手続目的説を採用するものである。原審判旨と

比較して、本判決の立場をより明確にしておくことにする。まず、本件判旨傍線【2】・【5】の通り、本判決は、期限と条件との相違(将来における効力発生の蓋然性の相違)を前提として、民事再生法九二条一項の解釈として、期限付債務は現実化しており、停止条件付債務は現実化していないとする。それゆえ、本判決は、本件判旨傍線【1】の通り「即時の履行を請求することができない再生手続開始時点で期限未到来の期限付債務」として、期限付債務が手続開始時に現実化していることを前提とする。

これに対して、原審判旨は、「未成就停止条件付債務と同様に未だ現実化しているとはいえない期限未到来の期限付債務」としていた。つまり、両者とも現実化していない債務と解する。それゆえ、原審判旨は、破産法六七条二項の趣旨として、「破産手続において、その目的達成のため、相殺の範囲をむしろ実体法以上に特に拡大したものということができる」として、実体法を拡張した規定であるとしていた。原審は、破産法六七条二項後段の期限付債務も停止条件付債務もどちらも拡張規定と位置付ける見解に読める。

本件判旨傍線【3】の通り、本判決は、破産手続目的(破産法一条)を踏まえた規律という点を強調し、実体法

の拡張という理解から距離を置き、少なくとも期限付債務については確認規定と位置付けているように読める。いずれにせよ、本判決は、破産法六七条二項を破産手続の清算目的を踏まえた規律であることを重視しつつも、実体法を拡張した規定であるか否かを明確にしていない点に特色がある。

本判決は、民事再生法九二条一項における期限付債務と停止条件付債務との区別を、「現実化」しているか否かという点に求める。実際、本判決は、本件判旨傍線【6】において、除名事由の発生、自由脱退の意思表示、または除名決議といった事実が再生手続開始後に発生したことに言及して、停止条件付債務が現実化していないことを確認している。

破産手続開始決定が停止条件付債務を破産手続開始時または破産手続開始後に現実化させる効果をもつ蓋然性は民事再生手続よりも高い⁽²⁷⁾。そうであるならば、手続目的説を確認規定的に理解することができよう。すなわち、特段の事情がない限り、停止条件付債務との相殺が肯定されることを確認する規律を破産法に設けることには合理性があるが、再生手続開始決定には停止条件付債務を現実化させる効果をもつ蓋然性が低い（つまり、停止条件不成就の利

益の放棄が許されない場合が再生手続では多い）ため、そのような確認規定を民事再生法に置かないことが合理的であると考えることができる。

これを本件事案にあてはめると、本件出資金返戻請求権が、組合員による脱退の意思表示または資格喪失や除名決議等による法定脱退（中協法一八条、一九条一項一号、三号）（条件①）、およびその事業年度の終了日における組合財産の存在（同法二〇条）（条件②）を条件とする停止条件付債務であることを前提とすると、破産手続の場合は、破産手続開始決定により法人の解散が生じ、これが組合員の資格喪失事由に該当して法定脱退となる（条件①成就）。そして、条件②の停止条件不成就の利益を放棄するによって、上限額で相殺することができると解される。条件②は不確定期限と同視すべき停止条件であることから、破産手続開始時に現実化しているといえ、特段の事情がなく、停止条件不成就の利益の放棄による相殺は可能であると解される。

これに対して、再生手続開始決定は信用組合の法定脱退事由とならない。そのため、手続開始時において条件①は当然には成就せず、債務は現実化していない。しかも条件①の停止条件不成就の利益の放棄は、法定脱退事由を定め

た趣旨に反して許されないと解される。停止条件不成就の利益の放棄により、組合員たる地位の喪失という不利益を組合員に生じさせる（伊藤説）、あるいは出資なき組合員を認めることになる（水元説）からである。

以上、本件事案に関する限り、手続目的説を採用する場合のみならず、確認規定説を採用したとしても、停止条件不成就の利益の放棄をすることができず、停止条件付債務を債権届出期間満了前に現実化することはできないため、相殺を否定すべきである。したがって、本判決の結論に賛成する。

- (1) 本件の評釈として、浅野雄太「判批」ジュリスト一六〇号一〇六頁（二〇二五年）、上江洲純子「判批」私法判例リマークス七〇号一二八頁（二〇二五年）。本件原審の評釈として、水元宏典「原審判批」新・判例解説 Watch 三四号一二五頁（二〇二四年）。本件と酷似する設例について、信用組合による相殺を肯定する論文として、中西正「民事再生における再生債権と停止条件付債務の相殺」立教法學一〇九号一八三頁（二〇二三年）があり、本件 X 側意見書を提出した伊藤眞教授による本判決後の論文として、伊藤眞「続・倒産法関係の諸問題を想う——近時の 3 題——」金融法務事情二二二九号一七頁（二〇二四年）が

ある。信用金庫の会員の倒産に関して、今泉純一「信用金庫の会員の法的倒産手続と会員の持分払戻請求権・持分譲受代金支払請求権を受働債権とする相殺の可否」甲南法務研究五号（二〇〇九年）四一頁が詳細である。本稿は前記先行研究に多くを負っている。

- (2) 鈴木弘・最判解民事篇昭和四十七年度六三九頁・六四八頁。

- (3) 昭和四十七年最判について、杉山悦子「平成一七年最判の判批」松下淳一・菱田雄郷編「倒産判例百選〔第六版〕」（有斐閣・二〇二二年）一三一頁参照。

- (4) 杉山・前掲注(3)一三一頁参照。特段の事情の否定例として、大阪高判平成二二年四月九日金法一九三四号九八頁。

- (5) 再生手続開始後の手形取立により負担した取立金返還債務につき、東京地判平成二三年八月八日金法一九三〇号一一七頁。なお、株主の具体的剰余金配当請求権につき大阪地判平成二三年一月二八日金法一九二三号一〇八頁も同じ結論をとる。

- (6) 杉山・前掲注(3)一三一頁。

- (7) 高木裕康「平成二六年最判の判批」松下・菱田編・前掲注(3)一三七頁。

- (8) 高田賢治「令和二年最判の判批」法学教室四八六号（二〇二二年）一四四頁。

(9) 高田賢治「平成二八年最判の判批」私法判例リマース五五号(二〇一七年)一二二頁参照。

(10) 確認規定説・拡張規定説という分類が多い。山本和彦「経営者保険における会社の倒産と保険会社による相殺の効力」伊藤眞ほか編『倒産手続の課題と期待』(商事法務・二〇二〇年)四三九頁注二八および四四〇頁参照。しかし、伊藤・前掲注(1)二三頁以下は、破産法六二条二項後段の規定が実体法を拡張するものか確認するものかを重視しない見解であるため、本稿では、拡張規定説とはせずに、手続目的説とネーミングすることにする。なお、山本論文は、確認規定説を明快に論じるものである。

(11) 確認規定説としては、山本・前掲注(10)四三八頁のほかに、山本和彦「賃貸借契約」全国倒産処理ネットワーク編『論点解説新破産法(上)』(金融財政事情研究会・二〇〇五年)一〇〇頁、中島弘雅「佐藤鉄男『現代倒産手続法』(有斐閣・二〇一三年)二四二頁(中島)、松下淳一『民事再生法入門(第2版)』(有斐閣・二〇一四年)一一三頁、山本和彦ほか『倒産法概説(第二版補訂版)』(弘文堂・二〇一五年)二六九頁(沖野眞巳)、田頭章一『講義破産法・民事再生法』(有斐閣・二〇一六年)一九二頁、三上威彦『倒産法』(信山社・二〇一七年)八四二頁、加藤哲夫「山本研編『プロセス講義倒産法』(信山社・二〇二三年)二六二頁(山本研)、中西・前掲注(1)二二〇頁、

水元・前掲注(1)二一七頁など。岡正晶「倒産手続開始時に停止条件未成就の債務を受働債権とする相殺―倒産実体法改正に向けての事例研究」(田原睦夫先生古稀・最高裁判事退官記念『現代民事法の実務と理論(下)』(金融財政事情研究会・二〇一三年)一三九頁は立法論であるが、確認規定説に含めてよいであろう。

(12) 伊藤眞『破産法・民事再生法(第五版)』(有斐閣・二〇二二年)一〇〇一頁、一〇〇四頁注三一、園尾隆司「小林秀之編『条解民事再生法(第三版)』(弘文堂・二〇一三年)四七九頁(山本克己)、山本克己ほか編『新基本法コンメンタール民事再生法』(日本評論社・二〇一五年)二一八頁(佐藤鉄男)。なお、旧会社更生法に関して、兼子一ほか『条解会社更生法(中)』(弘文堂・一九七二年)八九二頁、現行会社更生法について、伊藤眞「会社更生法・特別清算法」(有斐閣・二〇二〇年)三六四頁注三七、三六九頁、特別清算について、同書九一五頁、松下淳一「山本和彦編『会社法コンメンタール13―清算(2)』(商事法務・二〇一四年)四六頁(山本克己)。

(13) 加々美博久「倒産手続における停止条件付債権を受働債権とする相殺」伊藤眞編集代表『倒産法の実践』(有斐閣・二〇一六年)三五七頁。なお、伊藤眞「破産法・民事再生法」(有斐閣・二〇〇七年)六九六頁、全国倒産処理ネットワーク編『新注釈民事再生法(上)』(第二版)』(金

融財政事情研究会・二〇一〇年) 五〇四頁〔中西正〕、今中利昭編『倒産法実務大系』(民事法研究会・二〇一八年) 二〇八頁〔中井康之〕も、手続開始後の停止条件成就による相殺を肯定しつつ、手続開始後の停止条件不成就の利益の放棄による相殺の可否については沈黙する見解(結論的に折衷説に見える見解)であるが、それらの主な根拠は確認規定説である。ただし、その後、伊藤教授は、前掲注(12)の通り、手続目的説に改説しており、中西教授は、中西・前掲注(1)論文において、停止条件不成就の利益を放棄する場合も含む確認規定説であることを明示するに至っている。

- (14) 山本・前掲注(10)四三八頁以下参照。
- (15) 水元・前掲注(1)二二七頁参照。
- (16) 水元・前掲注(1)二二七頁参照。
- (17) 伊藤・前掲注(1)二〇頁。
- (18) 鈴木・前掲注(2)六四八頁参照。
- (19) 伊藤・前掲注(1)二五頁。
- (20) 山本・前掲注(10)四四三頁。
- (21) 水元・前掲注(1)二一八頁。
- (22) 今泉・前掲注(1)四一頁。
- (23) 今泉・前掲注(1)四六頁。
- (24) 今泉・前掲注(1)四九頁。
- (25) 今泉・前掲注(1)五〇頁。会社更生も民事再生と同様

になる。同論文五四頁参照。

- (26) 今泉・前掲注(1)五四頁。

(27) 破産手続開始決定の効果としては、法人の解散(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律一四八条六号、会社法四七一条五号等)、委任の当然終了(民法六五三条二号)、組合の当然脱退(同法六七九条二号)等があり、手続開始後の双方未履行双務契約における解除の蓋然性が高いことについては、裁判所の許可が不要とされていること(破産法七八条二項九号参照)、相手方による確答催告の効果(破産法七八条二項九号参照)が挙げられる。これらの点において、破産手続開始決定の効果を再生手続開始決定の効果と同視することはできない。

高田 賢治